

番号	1
項目	制度利用に「介護予防事業への参加」等の条件を削除すること。
	<p>(回答)</p> <p>本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。</p> <p>本事業は、難聴が原因で外出等が困難な方に、購入された補聴器を活用して介護予防活動等を行っていただくことで、難聴高齢者の社会参加を支援し、介護予防に資することを目的としているため、介護予防活動等を行っていただくことを助成の要件としております。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	2
項目	申請は区役所窓口にして、郵送でも受付可能にすること。
	<p>(回答)</p> <p>本事業は、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。</p> <p>申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	3
項目	助成金額を15万円以上に引き上げること。
	(回答) 本事業の助成に係る上限の金額については、すでに65歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1人の対象者につき25,000円を上限としております。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	4
項目	<p>医者の証明書は診断書だけでなく、医者の無料の必要証明書も認めること。</p>
<p>本事業では、助成を受けようとする方に申請をしていただいた後、当該申請に係る書類を審査し、助成対象者の要件、補聴器相談医による補聴器の必要性に関する専門的意見、認定補聴器専門店等において新たに購入を予定している補聴器であることをそれぞれ確認のうえ、本事業の助成対象者であるか否かを決定するものとしています。</p> <p>そのため、本事業の申請手続きに必要な書類として、傷病名、聴力、補聴器の要否等について、補聴器相談医による専門的意見を記載いただく医師意見書の様式を定めており、本事業の申請をしていただく際に、当該様式又は当該様式の項目を全て満たす書類を提出していただく必要があります。</p> <p>医師意見書の項目を満たしている書類であれば、任意の様式での申請も可能としております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957</p>

番号	5
項目	必要書類は、領収書だけでなく、購入業者への受領委任払いも認めること。
	本事業は、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただくこと」を助成の要件としているため、購入した補聴器に係る領収証の写しや介護予防活動等の実施状況に係る報告書を請求書と併せて提出していただいた上で、償還払いにより助成費用を支給することとしています。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	6
項目	レンタル使用、機器調整に関わる費用も対象にすること。
	本事業は、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける65歳以上の軽度・中等度の難聴の方」について、25,000円を上限に補聴器本体の購入費用を助成することにより、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するものであり、レンタル使用や機器調整に係る費用は、助成対象にしていません。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	7
項目	区・市広報紙に掲載し、広く市民に知らせること。
<p>本事業につきましては、この間、多くの方に知っていただくよう、周知用の各資料を作成するとともに、本市ホームページでの周知、チラシ及び案内冊子の各関係機関への配布、その他本市の各広報媒体への掲載の検討等、周知の取組みを進めているところです。</p> <p>本市としましては、引き続き、聴力機能の低下により外出等が困難な高齢者の“聞こえ”をサポートし、人との交流や介護予防活動など、社会参加を支援するため、広く周知に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	8
項目	国に、「医療保険の適用にすること」を要望すること。
<p>加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、この間、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的助成制度を創設すべきであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957